

答 申 書

事件番号 令和４年（み行審）第３号

答申番号 令和５年答申第３号

答 申 日 令和６年３月２７日

（審査庁） みよし市長 小 山 祐 様

みよし市行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第１ 結論

本件審査請求は却下すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第２ 事案の概要等

１ 事案の概要

本件は、みよし市徴税吏員（処分庁）が審査請求人に対して令和４年８月１２日付け４み納第３３６号で行った国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）の規定に基づく債権差押処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、本件処分は違法であると主張して、処分の取消しを求める事案である。

２ 手続の特記事項

行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３９条の規定に基づき、令和４年８月１２日付け４み納第３３６号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求（令和４年（み行審）第３号）に関する審理手続及び令和４年８月１２日付け４み納第３３７号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求（令和４年（み行審）第４号）に関する審理手続を併合した。

第３ 事実関係

１ 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

（１）行政不服審査法第１条第１項は「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政

の適正な運営を確保することを目的とする」と規定する。

- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項第1号、第373条第1項第1号、第463条の7第1項第1号及び第728条第1項第1号は「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る（中略）地方団体の徴収金を完納しないとき」は、「市町村の徴税吏員は、（中略）地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と規定する。
- (3) 地方税法第331条第6項、第373条第7項、第463条の7第6項及び第728条第7項は「徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定する。
- (4) 国税徴収法第63条は「徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる」と規定する。
- (5) 国税徴収法第67条第1項は「徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる」と規定し、同条第3項は「徴収職員が（中略）金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす」と規定する。
- (6) 国税徴収法第75条は一般の差押禁止財産を規定し、同法第76条は給与の差押禁止を規定し、同法第77条は社会保険制度に基づく給付の差押禁止を規定する。

2 処分内容及び理由

- (1) 審査請求人は、滞納となっている市税に係る延滞金（以下「滞納金」という。）について、令和3年4月5日に、今後、毎月5万円を納付して滞納金を解消することを誓約した。
- (2) 令和3年4月及び5月は誓約どおり納付されたが、同年6月に審査請求人から納付が困難である旨の申出がされ、折衝の上、納税資力を回復する期間として、同年12月まで一時的に納付計画を中断することで合意した。
- (3) 納付計画の中断期間が終了した令和4年1月に審査請求人と折衝し、毎月5万円を納付する計画を再開する旨を審査請求人から確認した。
- (4) 令和4年2月24日は誓約どおり納付されたものの、同年3月以降は納付がされず、同年4月から7月まで毎月合計4度の催告を行ったが、催告に対して一度も納付の履行及び審査請求人からの連絡がなかった。
- (5) このため、滞納金について、今後、誓約どおりに納付が履行される見込みがないと判断した。
- (6) 令和4年8月12日（以下「調査日」という。）に、審査請求人の預金に係る銀行取引状況を調査した。
- (7) 本件処分を行った預金口座（以下「本件預金口座」という。）については、調査日時点での預金残高は●●●●●円であり、入出金の経過及び内容については、入

(8) 以上のことから、本件預金口座の預金については、上記のとりの財産であり、国税徴収法で規定される差押禁止財産には該当しないものと認められると判断し、審査請求人に対し、債権差押処分を行った。

令和４年１１月９日	審査請求人は、行政不服審査法第２条の規定により、令和４年８月１２日付け４み納第３３６号でみよし市徴税吏員が審査請求人に対して行った債権差押処分についての審査請求を行った。
令和４年１１月１０日	審理員が指名された。
令和４年１２月５日	みよし市長（処分庁）より弁明書及び証拠書類が提出された。
令和４年１２月１６日	審査請求人より反論書及び口頭意見陳述申立書が提出された。
令和５年１月２５日	口頭意見陳述を実施した。
令和５年２月２２日	審査請求人より再反論書が提出された。
令和５年６月７日	再弁明書、再々反論書等の提出がなく、双方の主張は尽くされたとして審理手続を終結した。
令和５年１０月６日	審理員より審理員意見書が提出された。
令和５年１０月２６日	当審査会において審議を行った。
令和５年１２月１４日	当審査会において審議を行った。
令和６年２月１５日	当審査会において審議を行った。

1 審理段階における審理関係人の主張

審査請求人は土木事業を廃業し、収入は年金受給のみで、2か月分で●●●●●●円しかなく、生活保護基準以下の生活をしている。このような状況の中、審査請求人預金口座の差押によって残高を0円にしたことは違法である。

ア 行政不服審査法第1条第1項では「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と規定されており、審査請求の結果、処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益を有する者のみが審査請求をすることができ、当該利益が存在しなければ、当該審査請求は不適法となることを定めているものであることとされている。

イ 国税徴収法第67条第1項及び第3項の規定により、徴税吏員が滞納処分として債権を差押えて金銭を取り立てた場合には、取り立てた金銭は差押えと同時に滞納市税（延滞金を含む。）に充てられたこととなり、当該債権差押処分は、その目的を達してその法的効力が消滅し、処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存在しないとするものと解される。

ウ 調査日付けの本件預金口座については、調査日に第三債務者からの取立を完了し、同日、差押調書（謄本）と共に配当計算書（謄本）を審査請求人宛てに送付し、令和4年8月19日に滞納市税に係る延滞金に配当しており、本件処分の法的効力は消滅している。

エ 審査請求人が本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存在せず、本件審査請求は不適法なものであることから却下されることが適当であると考えられる。

2 審理段階における論点整理

- (1) 審査請求人に、本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益が存在するかが論点となる。
- (2) 審査請求人に、法律上の利益が存在する場合、本件処分の適法性が論点となる。

3 審理員意見の理由

(1) 審査請求の適法性について

ア 審査請求においても、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条第1項括弧書きにいうところの訴えの利益と同義のものが必要と解されている。

不服申立てを行う目的は、行政庁の違法な処分により権利利益が侵害されていると主張する不服申立人が、当該処分を取り消してもらうことにより当該処分の法律効果を遡及的に消滅させ、自己の権利利益の回復を図ることにある。そのため、処分を取り消すことによって回復される権利利益が存在しない場合には、法律上の利益を有しないとして不適法となる。

イ 国税徴収法第67条第1項及び第3項の規定により、徴税吏員が滞納処分として債権を差押えて金銭を取り立てた場合には、取り立てた金銭は差押えと同時に滞納市税（延滞金を含む。）に充てられたこととなり、当該債権差押処分は、その目的を達してその法的効力が消滅し、処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存在しないとするものと解される。

ウ 本件は、調査日付け本件預金口座については、調査日に第三債務者からの取立を完了し、同日、差押調書（謄本）と共に配当計算書（謄本）を審査請求人宛てに送付し、令和4年8月19日に滞納市税に係る延滞金に配当しており、本件処分の法的効力は消滅している。そのため、審査請求人には本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益が存在せず、本件審査請求は不適法なもの

であり、却下されるべきである。

(2) 処分の適法性について

ア 仮に審査請求人に法律上の利益が存在するとした場合の処分の適法性について検討する。

イ 本件処分に係る根拠法令等は、地方税（延滞金を含む。）に未納がある場合については「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないとき、市町村の徴税吏員は、・・・滞納者の財産を差し押えなければならない」とされている（地方税法第331条第1項第1号、第373条第1項第1号、第463条の7第1項第1号及び第728条第1項第1号）。

そして「地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による（地方税法第331条第6項、第373条第7項、第463条の7第6項及び第728条第7項）」とされており、国税徴収法では「徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる（国税徴収法第63条）」とし、「徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる（国税徴収法第67条第1項）」とともに、「徴収職員が・・・金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす」とされている（国税徴収法第67条第3項）。

また、国税徴収法では差押禁止財産を定めており、一般の禁止財産（同法第75条）、給与の差押禁止（同法第76条）、社会保険制度に基づく給付の差押禁止（同法第77条）が規定されている。

ウ 本件処分に至る経緯は、まず、令和3年4月5日、審査請求人との間で滞納金について毎月5万円を納付して滞納金を解消することを誓約した。そして、同年6月に審査請求人から納付が困難である旨の申出を受け、納税資力が回復する期間として同年12月まで一時的に納付計画を中断することで合意した。

納付計画の中断期間が終了した令和4年1月に毎月5万円を納付する計画を再開する旨を審査請求人から確認した。

その後、令和4年2月24日は誓約どおり納付されたものの、同年3月以降は納付がされず、同年4月から7月まで毎月合計4度の催告を行ったが、催告に対して一度も納付の履行及び審査請求人からの連絡がなかったことから、本件処分を行っている。

そうすると、「滞納者」である審査請求人が、4か月の間に合計4度の催告を受けたにもかかわらず、催告に対して一度も納付の履行はおろか連絡もしなかったことにより、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」の要件に該当し、本件処分を行っていることから、地方税法第331条第1項第1号等に基づいた処分といえ適法である。

エ 次に、審査請求人は、収入は年金受給のみで、2か月分で●●●●●円しか

なく、生活保護基準以下の生活をしていると主張している。そのため、本件処分が、国税徴収法で定める差押禁止財産の差押えと同視できるかが問題となる。

この点、年金が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、年金に係る債権が消滅して受給権者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、年金が受給権者の預金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、国税徴収法は、77条及び76条1項で年金について、同じく同条2項で年金に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方、年金の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定はなく、また、滞納者は、滞納処分による債権の取立によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、滞納処分の停止（法153条1項2号、国税徴収法基本通達153条関係3項）を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、年金が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。しかし、年金が受給権者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、国税徴収法77条、76条1項及び2項が年金生活者の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、本件処分が、実質的に差押えを禁止された年金に係る債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反する（東京高等裁判所判決令和3年（行コ）第210号）。

本件処分は、本件預金口座について、給与及び年金の入金はないため、差押禁止の趣旨に反するものではない。

したがって、本件処分は適法といえる。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

第4の1（1）のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

第4の3のとおりであり、本件審査請求は不適法なものであるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下すべきである。

第6 論点整理

審査請求人は「土木事業を廃業し、その後は国民年金の支給のみで、支給額は2か月で●●●●●円しかなく、生活がとてもできない。差押えにより、預金残高を0円にしたことは違法である」と主張する。それに対し処分庁は「審査請求人が本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存在しない」と主張する。また、補足意見として、処分の適法性及び妥当性について「審査請求人の預金に係る銀行取引状況を

このことから、審査請求人が本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益が存在するか、この点について判断する必要がある、法律上の利益が存在する場合、本件処分の適法性及び不当性について判断する必要がある。

以上の点から、本件審査請求は却下すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

第9 付言

本件審査請求に係る当審査会の結論は、第1のとおりであるが、次のとおり付言する。

滞納に至るまでの理由や状況、滞納解消を図るための解決方法は滞納者ごとに様々であると推察する。しかし、滞納者の滞納状況を勘案し、法の規定に従い、粛々と処分を進め、滞納解消を図ることは、期限内に納税を行った者との公平性を保つためにも必要なことであることはもとより、滞納者の再建を図るためにも重要な一歩である。

処分庁においては、以上のことを踏まえ、引き続き職務に取り組んでいただくことを期待する。

みよし市行政不服審査会

会長 坂口 良行

委員 南谷 直毅

委員 倉橋 洋子

委員 清田 雄治

委員 深谷 陽子